

改正

令和 6 年 4 月25日要綱第204号

令和 7 年 4 月 1 日要綱第293号

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民の自治団体（以下「自治会」という。）が実施する防犯カメラの整備事業（以下「事業」という。）に対して交付する補助金について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成16年立川市条例第40号。以下「条例」という。）に定めるところによる。

(補助金対象団体)

第 3 条 補助金の対象となる団体は、事業を実施する市内の自治会とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の対象となる事業は、地域における見守り活動の一つとして、自治会が単独で防犯カメラを整備する事業（以下「補助対象事業」という。）で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、公共施設、私有地等道路以外の場所における防犯対策等専ら当該施設等の設置管理者又は所有者の責任において行うべき事業については、補助金の対象としない。

- (1) 安全・安心まちづくり推進地区内（市が防犯対策を効果的に進める必要がある区域として選定し、東京都（以下「都」という。）が定めるところにより、あらかじめ都に報告した市内の地区をいう。以下同じ。）で行う事業であること。
- (2) 防犯に関する見守り活動を月 1 回以上、かつ、5 年以上継続して行う見込みがあること。
- (3) 事業を実施する地域において住民の合意形成がなされている、又は事業開始までにその見込みがあること。
- (4) 補助金を申請する年度内に市が都に実績報告を完了できる事業であること。
- (5) 事業を実施する地域を管轄する警察署、専門家等に相談し、その意見等に留意していること。
- (6) 条例第 4 条に規定する管理運用基準が定められていること、又は運用開始までに定められ

る見込みがあること。

(7) 占有許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占有許可等を受けていること、又は受けられる見込みがあること。ただし、市道に係る占有許可申請については、市が申請手続を行うものとする。

(8) 事業の実施により設置された防犯カメラの管理を7年以上適切に行う見込みがあること。

(9) 防犯カメラを撤去する場合は、自治会が責任をもって行うものとする。

(10) 事業の実施に起因する事故等の責任は、自治会が負うものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費については、補助金の対象としない。

(1) 機能の維持を目的とした修繕、保守等に係る経費

(2) 消耗品の交換に係る経費

(3) 土地の取得、造成、補償又は使用に係る経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に24分の23を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、安全・安心まちづくり推進地区1地区につき5,750,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 総事業費に占める防犯カメラ1台当たりの整備費用は、600,000円を限度とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助対象事業の内容、費用等について協議を行うものとする。

(活動計画書の提出)

第8条 申請者は、次条に規定する立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出するまでに、立川市自治会防犯カメラ整備事業活動計画書（第2号様式。以下「活動計画書」という。）を提出するものとする。

2 申請者は、活動計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに活動計画書を再提出するものとする。

(交付申請)

第9条 申請者は、事業に着手する前、かつ、市長が定める期間内に申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、提出するものとする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、事

業に着手した後に提出することができる。

- (1) 自治会の定款、規約、会則その他これらに類する書類で、自治会であることが確認できるものの写し
- (2) 収支予算書
- (3) 事業を実施する地域の住民の合意書又は事業開始までに当該住民の合意形成の見込みがあることを確認できる書類
- (4) 事業を実施する地域を管轄する警察署、専門家等からの意見等の内容及びこれに対する自治会の対応の内容が確認できる書類
- (5) 補助対象事業により設置された防犯カメラの管理の方法、内容等が確認できる書類
- (6) 管理運用基準書又は事業開始までに当該管理運用基準が定められる見込みがあることを確認できる書類
- (7) 占用許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可書等の写し又は当該占用許可書等を受けられる見込みがあることを確認できる書類
- (8) 事業を実施する場所の詳細な地図及び図面
- (9) 単価、事業規模等が確認できる見積書の写し等
- (10) 補助対象事業の全部又は一部を業者に請け負わせ、又は委託する場合で、当該請負又は委託に係る費用が1,000,000円を超えるときは、複数の業者から徴した当該請負又は委託に係る費用の見積書の写し（やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項ただし書の規定により、事業に着手した後に前項の規定による申請をしようとするときは、当該事業に着手する前に立川市自治会防犯カメラ整備事業事前着手申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、提出するものとする。

3 前項の規定による申請を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行ったうえ、着手の可否を決定し、立川市自治会防犯カメラ整備事業事前着手承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定）

第10条 前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行ったうえ、補助金の交付を決定したときは、立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、別表第2に定める条件を付するものとする。

(変更交付申請等)

第11条 前条（次項において準用する場合を含む。）の規定による交付の決定を受けた自治会（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の決定を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金変更交付申請書（第7号様式）に当該変更の内容が確認できる書類を添えて、提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による申請に対する決定及び通知並びに当該決定の際の条件について準用する。

(申請の取下げ)

第12条 交付決定者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を提出するものとする。

(事業遅延等の報告)

第13条 交付決定者は、補助対象事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金に係る事業遅延等報告書（第8号様式）を提出し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、提出するものとする。ただし、補助金の交付申請の際に提出した書類と同一の書類を添える必要がある場合は、当該提出した書類の内容に変更が生じていないときに限り、当該同一の書類の添付を省略することができる。

(1) 補助対象事業に係る契約書の写し

(2) 補助対象経費に係る納品書、請求書及び領収書の写し等補助対象経費の使途、単価、規模等が確認できる書類の写し

(3) 収支決算書

(4) 事業を実施する地域の住民の合意書

- (5) 管理運用基準書
- (6) 占用許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可書等の写し
- (7) 事業を実施した場所の写真（防犯カメラが撮影した画像を含む。）並びに詳細な地図及び図面
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第15条 前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行ったうえ、当該報告の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金額確定通知書（第10号様式。以下「通知書」という。）により、認められないときは、その旨を当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(請求等)

第16条 通知書を受けた交付決定者は、速やかに立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金請求書（第11号様式）により、補助金の支払を請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に、当該交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込みの方法により補助金を支払うものとする。

(補助事業の廃止)

第17条 交付決定者は、補助事業を廃止しようとするときは、立川市自治会防犯カメラ整備事業廃止届（第12号様式）を提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条第1項の規定による交付の決定（第11条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条の規定による補助金の額の確定に係る決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金を既に交付している場合は、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を廃止したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

- (5) 実績報告の内容が補助の目的に適合していないとき。
- (6) 取得財産が、その保守点検及び補修その他市長が認める正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を必要と認めたとき。

(書類の整備保管)

第19条 交付決定者は、補助金に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第20条 交付決定者は、別表第2第1項第6号の規定による承認を受けようとする場合は、あらかじめ立川市自治会防犯カメラ整備事業取得財産等処分承認申請書（第13号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行ったうえ、取得財産等の処分の可否を決定し、立川市自治会防犯カメラ整備事業取得財産等処分承認（不承認）通知書（第14号様式）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(活動報告)

第21条 補助対象事業が完了した日から起算して1年を経過する日の属する会計年度が終了するまでに、補助対象事業完了後の活動状況について、立川市自治会防犯カメラ整備事業活動報告書（第15号様式）を提出するものとする。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理対策室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月25日要綱第204号）

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月1日要綱第293号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

対象経費
防犯カメラ（モニター・録画装置等を含む。）の購入、取付等に要する経費。ただし、市の

補助金を受けて整備した防犯カメラを更新する場合で、当該防犯カメラを整備した事業が完了した日の属する年度の終了後、7年を経過し、かつ、次の各号に掲げる条件のいずれも満たすときは、当該防犯カメラの更新に係る購入、取付、撤去等に要する経費とする。

- (1) 当該防犯カメラを整備した後、防犯パトロール等の防犯に関する見守り活動が継続的に行われていること。
- (2) モニター・録画装置等当該防犯カメラの附属設備のみの整備に係る経費でないこと。
- (3) 当該防犯カメラの修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。
- (4) 通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態にあること。

別表第2（第10条・第20条関係）

補助条件
1 基本条件 交付決定者は、次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。 (1) 補助対象事業の実施に当たっては、公正かつ透明に行われるようにすること。 (2) 撮影対象区域の見やすい場所に自治会名及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。 (3) 補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、台帳を備え、常にその管理状況を明らかにできるようにすること。 (4) 取得財産等については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。 (5) 破損等により当該取得財産等を防犯の用に供することができなくなった場合は、その状況及び対策について報告するものとする。 (6) 取得財産等を補助対象事業以外の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ承認を受けるものとする。 (7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めるものとする。 (8) 補助対象事業の完了後、要求があったときは、現況について報告するものとする（補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間に限る。）。

2 違約加算金

交付決定者は、第18条の規定により、第10条第1項の規定による交付の決定（第11条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第15条の規定による補助金の額の確定に係る決定の全部又は一部を取り消され、当該取消しに係る補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を減じて得た額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（その額が100円未満である場合を除く。）を納付しなければならない。

3 違約加算金の計算

前項の規定により交付決定者が納付した違約加算金は、交付決定者の納付した額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

4 延滞金

交付決定者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（その額が100円未満である場合を除く。）を納付しなければならない。

5 延滞金の計算

前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を減じて得た額によるものとする。

6 違約加算金及び延滞金の割合

第2項及び第4項に規定する年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金交付申請書

立川市長 殿

自治会名

代表者 印

電 話 ()

※自署の場合は、押印を省略することができます。

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 補助対象事業の名称 | 防犯カメラ整備事業 |
| 2 | 交付申請額 | 金 円 |
| 3 | 総事業費 | 金 円 |
| 4 | 補助対象経費 | 金 円 |
| 5 | 添付書類 | |

- (1) 自治会の定款、規約、会則その他これらに類する書類で、自治会であることが確認できるものの写し
- (2) 収支予算書
- (3) 事業を実施する地域の住民の合意書又は事業開始までに当該住民の合意形成の見込みがあることを確認できる書類
- (4) 事業を実施する地域を管轄する警察署、専門家等からの意見等の内容及びこれに対する自治会の対応の内容が確認できる書類
- (5) 補助対象事業により設置された防犯カメラの管理の方法、内容等が確認できる書類
- (6) 管理運用基準書又は事業開始までに当該管理運用基準が定められる見込みがあることを確認できる書類
- (7) 占用許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可書等の写し又は当該占用許可書等を受けられる見込みがあることを確認できる書類

- (8) 事業を実施する場所の詳細な地図及び図面
- (9) 単価、事業規模等が確認できる見積書の写し等
- (10) 補助対象事業の全部又は一部を業者に請け負わせ、又は委託する場合、当該請負又は委託に係る費用が 100 万円を超えるときは、複数の業者から徴した当該請負又は委託に係る費用の見積書の写し（やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く。）

※ その他市長が必要と認める書類を添付していただくことがあります。

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業活動計画書

立川市長 殿

自治会名

代表者 印
電 話 ()
※自署の場合は、押印を省略することができます。

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり活動計画書を提出します。

1	安全・安心まちづくり推進地区名
2	活動開始時期 年 月 日
3	活動計画（活動内容及び活動頻度等）
4	活動区域図（別添可）

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業事前着手申請書

立川市長 殿

自治会名

代表者 印

電 話 ()

※自署の場合は、押印を省略することができます。

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金の交付の決定を受ける前に事業に着手したいので、次のとおり申請します。

- | | | |
|---|------------------------------|-----------|
| 1 | 補助対象事業の名称 | 防犯カメラ整備事業 |
| 2 | 事業着手（予定）日 | 年 月 日 |
| 3 | 交付申請額（予定額）金 | 円 |
| 4 | 総事業費（予定額）金 | 円 |
| 5 | 補助対象経費（予定額）金 | 円 |
| 6 | 補助金の交付の決定を受ける前に事業着手する必要がある理由 | |

7 添付書類

※ 市長が必要と認める書類を添付していただきます。

第 年 月 号
年 月 日

様

立川市長 

立川市自治会防犯カメラ整備事業事前着手承認（不承認）

決定通知書

年 月 日付けで申請のあった立川市自治会防犯カメラ整備事業の事前着手については、次のとおり決定したので通知します。

補助対象事業の名称 防犯カメラ整備事業

☐ 承認

☐ 不承認
(理由)

第 年 月 日 号

様

立川市長 

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

- | | | |
|---|------------|-----------|
| 1 | 補助対象事業の名称 | 防犯カメラ整備事業 |
| 2 | 交付決定額（概算）金 | 円 |
| 3 | 補 助 条 件 | 別紙のとおり |

補助条件

交付決定者は、次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 補助対象事業の実施に当たっては、公正かつ透明に行われるようにすること。
- (2) 撮影対象区域の見やすい場所に自治会名及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (3) 補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、台帳を備え、常にその管理状況を明らかにできるようにすること。
- (4) 取得財産等については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。
- (5) 破損等により当該取得財産等を防犯の用に供することができなくなった場合は、その状況及び対策について報告するものとする。
- (6) 取得財産等を補助対象事業以外の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ承認を受けるものとする。
- (7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めるものとする。
- (8) 補助対象事業の完了後、要求があったときは、現況について報告するものとする（補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間に限る。）。

第 6 号様式（第10条関係）
第 6 号様式（第 10 条関係）

第 年 月 号
日

様

立川市長 

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金については、次の理由により交付しないことを決定したので通知します。

（理由）

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金変更交付申請書

立川市長 殿

自治会名

代表者 印
電 話 ()
※自署の場合は、押印を省略することができます。

年 月 日付け 第 号で立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金の交付の決定を受けた事項を変更したいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の名称 防犯カメラ整備事業
- 2 変 更 予 定 日 年 月 日
- 3 変 更 の 内 容

変更事項	変更前の内容	変更後の内容	変更理由

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金 に係る事業遅延等報告書

立川市長 殿

自治会名

代表者

印

電 話 ()

※自署の場合は、押印を省略することができます。

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた立川市自治会防犯カメラ整備事業の遅延について、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業の名称 防犯カメラ整備事業
- 2 事業の進捗状況

3 事業遅延等の内容及び原因

4 事業遅延等に対する措置

5 事業完了の予定

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金実績報告書

立川市長 殿

自治会名

代表者 印

電 話 ()

※自署の場合は、押印を省略することができます。

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金の実績について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 補助対象事業の名称 | 防犯カメラ整備事業 |
| 2 | 交付決定額 | 金 円 |
| 3 | 総事業費 | 金 円 |
| 4 | 補助対象経費 | 金 円 |
| 5 | 添付書類 | |
- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し
 - (2) 補助対象経費に係る納品書、請求書及び領収書の写し等補助対象経費の使途、単価、規模等が確認できる書類の写し
 - (3) 収支決算書
 - (4) 事業を実施する地域の住民の合意書
 - (5) 管理運用基準書
 - (6) 占用許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可書等の写し
 - (7) 事業を実施した場所の写真（防犯カメラが撮影した画像を含む。）並びに詳細な地図及び図面
- ※ その他市長が必要と認める書類を添付していただくことがあります。

第 年 月 号
年 月 日

様

立川市長 

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1	補助対象事業の名称	防犯カメラ整備事業
2	交 付 決 定 額 金	円
3	交 付 確 定 額 金	円
4	差 額	円

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金請求書

立川市長 殿

自治会名

代表者 印

電 話 ()

※自署又は押印は、申請書と同じものにしてください。

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定の通知を受けた立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金の支払いを、次のとおり請求します。

1 補助対象事業の名称 防犯カメラ整備事業

2 請 求 額 金 円

なお、上記の補助金は、次の口座に振り込むようお願いします。

(1) 金融機関 _____銀行・信金・信組・農協 _____支店

(2) 種別 普通 _____・ _____当座

(3) 口座番号 _____

(フリガナ)

(4) 口座名義 _____

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業廃止届

立川市長 殿

自治会名

代表者 印

電 話 ()

※自署の場合は、押印を省略することができます。

年 月 日付け 第 号で立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金の交付の決定を受けた事業を廃止するので、次のとおり届け出ます。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 補助対象事業の名称 | 防犯カメラ整備事業 |
| 2 廃止予定日 | 年 月 日 |
| 3 廃止の理由 | |

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業

取得財産等処分承認申請書

立川市長 殿

自治会名

代表者

印

電 話 ()

※自署の場合は、押印を省略することができます。

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金により取得した財産等を処分したいので、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の名称 防犯カメラ整備事業
- 2 処分予定の財産の品目及び取得日 年 月 日
- 3 処分予定の財産の取得価格及び時価
- 4 処分予定の財産の設置場所
- 5 処分の種類
☐ 他用途での使用 ☐ 貸付け ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 担保提供
- 6 処分内容及び理由
- 7 処分予定日 年 月 日
- 8 処分による収入の見込み
☐ 有（金 円） ☐ 無

第 年 月 号
日

様

立川市長 印

立川市自治会防犯カメラ整備事業 取得財産等処分承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金により取得した財産等の処分については、次のとおり決定したので通知します。

補助対象事業の名称	防犯設備補助事業
諸部に予定の財産の品目	

☐ 承認

1 処分の種類

☐ 他用途での使用 ☐ 貸付け ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 担保提供

2 処分による収入の返還

☐ 有

(1) 返 還 額 金 円

(2) 納付期限 年 月 日

(3) 納付方法

☐ 無

☐ 不承認
(理由)

年 月 日

立川市自治会防犯カメラ整備事業活動報告書

立川市長 殿

自治会名

代表者 印

電 話 ()

※自署の場合は、押印を省略することができます。

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた立川市自治会防犯カメラ整備事業について、別紙のとおりその活動状況を報告します。

第 15 号様式 別紙

安全・安心まちづくり推進地区名：

(1) 自治会名		
(2) 代表者	職名	代表者氏名
(3) 活動報告日 年 月 日		
(4) 実施内容		
(5) 活動の内容（活動の具体的取組、頻度、参加人数、活性化に向けた取組等）		
(6) 活動の効果		